

一般廃棄物処理業(収集運搬業・ごみ)の許可方針

一般廃棄物処理計画(実施計画)に基づき、廃棄物処理法第7条第1項の規定による一般廃棄物処理業(収集運搬業・ごみ)の新規許可は、原則として行いません。

新規許可の制限

大崎圏域におけるごみ発生量は、東日本大震災以降横ばい傾向にあるため、焼却施設や最終処分場の延命化計画を進めるうえでも、更なるごみの減量が必要とされております。

現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されており、一般廃棄物処理業の濫立により需要の均衡が崩れ、衛生や環境の悪化を招き、ひいては住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶことが懸念されます。

このため、一般廃棄物処理業(収集運搬業・ごみ)の許可については、現行の57業者で適正に処理できる環境が整ったといえます。

1 広域処理を行うことが法律で定められた資源化を行う場合

広域処理を行うことが前提となっている法律(容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等)で定められた廃棄物の資源化のうち、一般廃棄物処理施設で資源化を行う計画については、品目及び処理方法を限定し許可を行います。

2 リサイクルを推進するための資源化を行う場合

廃棄物のリサイクルを推進するため、「広域処理を行うことが法律で定められた資源化を行う場合」以外の圏域内で発生した事業系一般廃棄物のみを処理の対象として、一般廃棄物処理施設で資源化を行う計画については、品目及び処理方法を限定し許可を行います。

3 現許可業者数をもって、及び1, 2以外の新規の許可は行いません。

4 積替保管は、原則として認めません。

今後の許可方針

廃棄物の需要の均等による影響等を考慮して、必要に応じ方針を見直すこととします。